

宗教法人を解散するとき（任意解散）

1. 宗教法人解散認証申請書
2. 解散理由書（解散するに至った経緯等）
3. 解散の決定について、規則で定める手続き（規則に定めがない場合は、宗教法人法第19条の規定による手続き）を経たことを証する書類
 - (1) 責任役員会議事録（写）
 - (2) その他の機関の同意書（写）
 - (3) 包括団体の承認書（写）
4. 宗教法人法第44条第2項の規定による公告をしたことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 解散公告文
 - (3) 公告の写真（公告文の字句が確認できるもの、掲示場所が判断できるもの各1枚）
5. その他の添付書類
 - (1) 法人登記簿の謄本（登記事項証明書）
 - (2) 法人の現行規則（全文）の写し
 - (3) 財産処分状況書
 - ・ 残余財産の処分
 - ・ 財産目録
6. 解散認証後に提出する書類
 - (1) 宗教法人解散及び清算人就任届
 - (2) 宗教法人清算終了届

※注意事項

- 「3.（2）その他の機関の同意書（写）」及び「3.（3）包括団体の承認書（写）」は、規則にその手続きの定めがある場合にのみ添付してください。
- 「5.（3）残余財産の処分に関する書類」については、解散する時点で残余財産がある場合にのみ添付してください。
- すべての書類について、「写し」を提出される場合は、代表役員の原本証明が必要となります。